

適合証明業務手数料規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

第1条（趣旨）

この適合証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、ハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間で締結した「適合証明業務に関する協定書」に定める適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

第2条（申請手数料）

適合証明業務申請手数料は、別表に掲げる額とする。

第3条（遠隔地割増手数料）

現場検査の実施に際し、第2条に定める申請手数料に加算できる遠隔地割増手数料は、別表に掲げる額とする。

第4条（解除・取り下げ手数料）

申請者が、適合証明業務約款に基づき解除・取り下げを行った場合の解除・取り下げ手数料は、申請手続きの進捗に応じハウスプラスが個別に算定した額とする。

第5条（申請手数料の変更）

ハウスプラスが適合証明業務を効率的に実施できると認める場合又は申請手数料の額の変更をすることが必要と認める場合に、申請手数料を減額又は増額することができる。

第6条（再発行手数料）

適合証明書の再発行の手数料は、別表に掲げる額とする。

第7条（その他手数料）

ハウスプラスは、次に掲げる場合に手数料を別途請求できるものとする。

- (1) 事前相談
- (2) その他ハウスプラスが必要と認めるとき

第8条（支払期日）

申請者が納付する申請手数料の支払期日は、以下の通りとする。

- (1) 新築住宅の場合

対象住宅に係る申請手数料全てについて、設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査のうち最初の申請をハウスプラスが受付けた日以後、最初に到来するハウスプラスが定める締日の翌月末とする。

(2) 中古住宅の場合

ハウスプラスが発行する請求書記載の期日とする。

(3) ハウスプラスが再検査を実施した場合

再検査実施日の翌月末を支払期日とする。

2. 申請者とハウスプラスが、別途協議により合意した場合は、他の期日を支払期日とすることができる。

第9条 (支払方法)

申請者が納付する申請手数料の支払方法は、ハウスプラスの指定する銀行口座への振込によるものとする。なお、振込手数料は申請者の負担とする。

2. 申請者とハウスプラスが、別途協議により合意した場合は、別の支払方法をとることができる。

附 則

(施行期日)

この手数料規程は、2024年12月1日より施行する。

別表 1

一戸建て等（新築）の手数料

税込/戸

【確認申請をハウスマスに併願する場合】

内容	選択基準 ^{※10※11※12}	設計検査	中間検査 ^{※2}	竣工検査	合計
設計住宅性能評価、建設住宅性能評価、長期優良住宅、BELS 評価書、証明書等の活用無し ^{※1}	耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性 (B プラン)	¥17,600	¥24,200	¥16,500 ^{※3}	¥58,300
	フラット 35、ZEH、省エネルギー性	¥13,200	¥24,200	¥16,500 ^{※3}	¥53,900
設計住宅性能評価を活用 ^{※4}	耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性 (B プラン)	(省略)	¥24,200	¥11,000	¥35,200
	フラット 35、ZEH ^{※9} 、省エネルギー性	(省略)	¥24,200	¥11,000	¥35,200
建設住宅性能評価を活用 ^{※5}	耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性 (B プラン)	(省略)	(省略)	¥7,920	¥7,920
	フラット 35、ZEH ^{※9} 、省エネルギー性	(省略)	(省略)	¥7,920	¥7,920
長期優良住宅を活用 ^{※6}	耐久性・可変性 (A プラン)、ZEH ^{※9} 、省エネルギー性、維持保全型	(省略)	¥24,200	¥11,000	¥35,200
BELS 評価書を活用 ^{※7}	耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性 (B プラン)	¥13,200	¥24,200	¥11,000	¥48,400
	フラット 35、ZEH、省エネルギー性	¥5,500	¥24,200	¥11,000	¥40,700
証明書等 ^{※8} を活用	フラット 35、ZEH ^{※9} 、省エネルギー性	¥5,500	¥24,200	¥11,000	¥40,700

- ※1 竣工済特例の場合は活用無し料金とする。
- ※2 中間現場検査が省略できる場合は 0 円 (ハウスマスすまい保険を活用する場合、または、確認検査において特定工程検査を実施し適合証明の中間検査を省略する場合)
- ※3 竣工済み特例で竣工検査と確認検査を同時検査できる場合は、竣工検査から 5,500 円を減ずる。
- ※4 ハウスマスの設計住宅性能評価書を活用して設計検査が省略できる場合に限る。
- ※5 ハウスマスで建設住宅性能評価を行い、設計検査、中間現場検査の省略及び竣工現場検査と建設住宅性能評価検査が同時実施できる場合に限る。
- ※6 ハウスマスの長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証又は確認書を活用して設計検査が省略できる場合に限る。
- ※7 BELS 評価書を活用してフラット 35 断熱構造等の基準およびフラット 35S の基準が確認できる場合に限る。
- ※8 証明書等とは次に掲げる書類 (変更を含む) をいう。
 1. 次世代住宅ポイント対象住宅証明書 (写し)
 2. 札幌版次世代住宅認定証 (写し) 又は札幌版次世代住宅工事適合証明書 (写し)
 3. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書 (写し)
 4. 低炭素建築物新築等計画認定通知書 (写し) ^{※8}
- ※9 BELS 評価書以外の書類を活用する場合は、ZEH Orientedに限る。
- ※10 申請外住戸がある場合で設備等確認が必要な場合は、竣工現場検査手数料に 4,950 円 (税込) /戸を加算できる。
- ※11 上記料金は 1 つの適用基準に対する料金とする。2 つ以上の適用基準を選択する場合は、手数料に設計 6,600 円 (税込)、中間現場検査 6,600 円 (税込) および竣工現場検査 9,900 円 (税込) を各々加算できる。ただし、他制度を活用して S 基準を確認出来る場合、建設住宅性能評価を活用する場合は除く。
- ※12 フラット 35 維持保全型の適用の場合を含む。

注 1 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。

注 2 変更に係る料金は、別途問合せとする。

【確認申請をハウスマスに併願しない場合】

内容	選択基準※10※11※12※13	設計検査	中間検査※2	竣工検査	合計
設計住宅性能評価、建設住宅性能評価、長期優良住宅、BELS 評価書、証明書等の活用無し※1	耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性 (B プラン)	¥33,000	¥33,000	¥33,000※3	¥99,000
	フラット 35、ZEH、省エネルギー性	¥26,400	¥26,400	¥23,100※3	¥75,900
設計住宅性能評価を活用※4	耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性 (B プラン)	(省略)	¥33,000	¥33,000	¥66,000
	フラット 35、ZEH※9、省エネルギー性	(省略)	¥26,400	¥23,100	¥49,500
建設住宅性能評価を活用※5	耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性 (B プラン)	(省略)	(省略)	¥7,920	¥7,920
	フラット 35、ZEH※9、省エネルギー性	(省略)	(省略)	¥7,920	¥7,920
長期優良住宅を活用※6	耐久性・可変性 (A プラン)、ZEH※9、省エネルギー性、維持保全型	(省略)	¥26,400	¥23,100	¥49,500
BELS 評価書を活用※7	耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性 (B プラン)	¥16,500	¥33,000	¥33,000	¥82,500
	フラット 35、ZEH、省エネルギー性	¥16,500	¥26,400	¥23,100	¥66,000
証明書等※8を活用	フラット 35、ZEH※9、省エネルギー性	¥16,500	¥26,400	¥23,100	¥66,000

- ※1 竣工済特例の場合は活用無し料金とする。
- ※2 中間現場検査が省略できる場合は 0 円（ハウスマスすまい保険を活用する場合、または、確認検査において特定工程検査を実施し適合証明の中間検査を省略する場合）
- ※3 竣工済み特例で竣工検査と確認検査を同時検査できる場合は、竣工検査から 5,500 円を減ずる。
- ※4 ハウスマスの設計住宅性能評価書を活用して設計検査が省略できる場合に限る。
- ※5 ハウスマスで建設住宅性能評価を行い、設計検査、中間現場検査の省略及び竣工現場検査と建設住宅性能評価検査が同時実施できる場合に限る。
- ※6 ハウスマスの長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証又は確認書を活用して設計検査が省略できる場合に限る。
- ※7 BELS 評価書を活用してフラット 35 断熱構造等の基準およびフラット 35S の基準が確認できる場合に限る。
- ※8 証明書等とは次に掲げる書類（変更を含む）をいう。
 1. 次世代住宅ポイント対象住宅証明書（写し）
 2. 札幌版次世代住宅認定証（写し）又は札幌版次世代住宅工事適合証明書（写し）
 3. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写し）
 4. 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写し）※8
- ※9 BELS 評価書以外の書類を活用する場合は、ZEH Orientedに限る。
- ※10 申請外住戸がある場合で設備等確認が必要な場合は、竣工現場検査手数料に 4,950 円（税込）/戸を加算できる。
- ※11 上記料金は 1 つの適用基準に対する料金とする。2 つ以上の適用基準を選択する場合は、手数料に設計 6,600 円（税込）、中間現場検査 6,600 円（税込）および竣工現場検査 9,900 円（税込）を各々加算できる。ただし、他制度を活用して S 基準を確認出来る場合、建設住宅性能評価を活用する場合は除く。
- ※12 建築計画概要書以外で土砂災害特別警戒区域、災害危険区域を確認する場合（建築確認が不要な地域は除く）は、追加で 2,750 円（税込）を加算する。
- ※13 フラット 35 維持保全型の適用の場合を含む。

注 1 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。
 注 2 変更に係る料金は、別途問合せとする。

別表 2

共同建て（新築）の手数料（「フラット 35 登録マンション」とする場合）

税込/棟

内容	検査対象住戸数	設計検査 ^{※5}	竣工検査 ^{※5}
フラット 35 フラット 35 S ^{※1※2※3} ZEH、省エネルギー性 又は 耐久性・可変性(Aプラン)	1～20 戸	¥165,000	¥88,000
	21～50 戸	¥264,000	¥137,500
	51～100 戸	¥346,500	¥178,750
	101～200 戸	¥456,500	¥233,750
	201～300 戸	¥511,500	¥288,750
フラット 35 S ^{※1※2} 耐震性、バリアフリー性 又は 耐久性・可変性(Bプラン)	1～20 戸	¥220,000	¥121,000
	21～50 戸	¥352,000	¥170,500
	51～100 戸	¥462,000	¥211,750
	101～200 戸	¥627,000	¥266,750
	201～300 戸	¥737,000	¥321,750
建設住宅性能評価を活用 ^{※4}	1～50 戸	¥44,000	
	51～100 戸	¥55,000	
	101～200 戸	¥66,000	
	201～300 戸	¥88,000	

※1 フラット 35S の料金は 1 つの適用基準に対する料金とする。2 つ以上の適用基準を選択する場合は、別途問合わせとする。

ただし、建設住宅性能評価を活用する場合は除く。

※2 建築計画概要書以外で土砂災害特別警戒区域を確認する場合は、追加で 2,750 円（税込）を加算する。

※3 フラット 35 維持保全型の適用の場合を含む。

※4 ハウスプラスで建設住宅性能評価を行い、設計検査の省略及び竣工現場検査と建設住宅性能評価検査が同時実施できる場合に限る。

※5 共用部だけの検査が別途必要な場合は、88,000 円（税込）を加算する。

注 1 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。

注 2 変更に係る料金は、別途問合わせとする。

注 3 301 戸以上は、別途問合わせとする。

共同建て（新築住宅）の手数料（「フラット 35 登録マンション」以外とする場合）

別途問合わせとする。

別表 3

フラット 35（中古）の手数料^{※3}

内容		手数料（税込）
一戸建て等 ^{※1}	フラット 35	¥66,000
	フラット 35 S ^{※2}	¥82,500
マンション ^{※1}	フラット 35	¥55,000
	フラット 35 S ^{※2}	¥71,500

※1 建築確認日が昭和 56 年 6 月 1 日以降のものに限る。

※2 原則、新築時にハウスプラスで建設住宅性能評価書が発行されている場合に限る。

※3 フラット 35 維持保全型の適用の場合を含む。

注 1：申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。

注 2：中古マンションらくらくフラット 35 については、別途問合せとする。

注 3：既存住宅状況調査書の活用については別途問合せとする。

別表 4

フラット 35（リノベ）一戸建て等の手数料^{※1}

・現地の事前確認が必要な場合^{※2}

内容		手数料（税込）
①	通常料金（金利引下げなし）	¥132,000
②	優良な住宅基準・特に優良な住宅基準	¥155,100

・現地の事前確認が不要な場合（買取再販タイプの場合に限る）^{※2}

内容		手数料（税込）
③	通常料金（金利引下げなし）	¥66,000
④	優良な住宅基準・特に優良な住宅基準	¥89,100

※1 建築確認日が昭和 56 年 6 月 1 日以降のものに限る。

※2 既存住宅売買瑕疵保険の付保等により一部検査を省略できる場合の料金は、省略の程度に応じ別途見積もりとする。

注 1：申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。

注 2：マンションの手数料については、別途問合せとする。

別表 5

住宅融資保険 一戸建て等およびマンションの手数料

内容	手数料 (税込)
一戸建て等	¥187,000

注1: 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。

注2: マンションの手数料については、別途問合せとする。

別表 6

遠隔地割増料金

現場検査の実施に関して、各都道府県の県庁所在地から検査の対象となる住宅の建設地までの直線距離の区分に応じ、適合証明業務実施者1名につき、次の表のとおり、現場検査一回ごとに遠隔地割増料金を加算することができる。

距離の区分	遠隔地割増料金 (税込)
20 km以上 50 km未満	¥7,700
50 km以上 100 km未満	¥14,300
100 km以上	¥16,500 + 距離加算費

※確認検査と同時に行う現場検査については加算しない。

※確認検査と同時に実施出来ない場合は、別途手数料を加算することができる。

※距離加算費は、距離に応じて都度取り決めることとする。

※建設地が島しょ部等である等により、通常の交通手段によることが困難な場合、上表に定めるほか交通費として、実費が発生する。

※建設地までの往復の移動に6時間以上を要する場合、上表に定めるほか日当として、適合証明業務実施者1名につき1日あたり11,000円(税込)が発生する。

別表 7

新築住宅（一戸建て等）に係る取下げ手数料

・設計検査

取下げのタイミング	取下げにおける実費（税込）
受付前	実費なし（全額ご返金）
受付後～質疑前	一律 5,500 円を実費とさせていただきます。
ハウスプラスからの質疑書提出後	設計検査料を実費とさせていただきます。

・中間検査又は竣工検査

取下げのタイミング	取下げにおける実費（税込）
受付前	実費なし（全額ご返金）
受付後～検査実施前	一律 5,500 円を実費とさせていただきます。
検査実施後	中間現場検査料又は竣工現場検査料を実費とさせていただきます。

※ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

新築住宅（共同建て）及び中古住宅（賃貸住宅含む）に係る取下げ手数料

取下げのタイミング	取下げにおける実費（税込）
受付前	実費なし（全額ご返金）
受付後～質疑前又は検査実施前	一律 5,500 円を実費とさせていただきます。
ハウスプラスからの質疑書提出後又は検査実施後	実施した業務に要した費用

別表 8

適合証明書の減失、又は汚損・破損による追加発行手数料

追加発行単位	料金（税込）
1 住戸あたり	5,500 円

以上